

令和3年8月20日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

令和2年度 みぞのくち新都市株式会社「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」
(みぞのくち新都市株式会社)

参考資料1 令和2年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」
について

参考資料2 令和2年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」
の審議結果について

まちづくり局

経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和2(2020)年度)

法人名(団体名)	みぞのくち新都市株式会社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	--------------	-----	--------------

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

再開発ビルの管理・運営並びにこれに関する各種調査等の再開発事業関連施設の管理運営事業を通じ、個性と魅力にあふれた利便性の高い地域生活拠点等の整備推進を図ります。

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		活力と魅力あふれる力強い都市づくり	個性を活かした地域生活拠点等の整備
	分野別計画	都市計画マスタープラン	

4カ年計画の目標

川崎市施行の市街地再開発事業に伴い開業した複合商業施設の管理運営組織であり、民間事業者との連携による事業運営として前中期計画時に20年目を迎えました。幸いに株式会社として会計年度毎に利益を計上する企業運営を行っており、川崎中央部の商業集積の中心としての溝口の発展に寄与してきました。さらに、地域にひらかれ地域に好かれる施設として地域との連携したイベント開催による集客と認知度向上を図っています。平成30年度は、経営計画・予算計画に基づく着実な執行を行い、今後4年間については過去の経営資産、資源を活かした堅実な運営を継続していきます。

2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	魅力あふれる再開発ビルの管理運営	民間事業者との連携による来客数	万人	2,125	2,000	1,680	c	C	II
		入居テナント率	%	100	100	99.6	b		
		事業別の行政サービスコスト	千円	—	—	—			
②	地域還元事業	地域に開かれたイベント開催数	回	4	4	2	d	E	II
		ノクティ2屋上の保育園開放利用数	回	13	15	2	d		
		事業別の行政サービスコスト	千円	—	—	—			
③	行政情報の効果的な発信	行政と連携した情報発信数	件	2	2	13	a	A	I
		事業別の行政サービスコスト	千円	—	—	—			

3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	財務状況維持	当期純利益額	千円	36,751	30,000	-9,524	d	E	Ⅱ
②	事業収入確保	テナント(賃料)収入	%	100	100	94.3	c	D	Ⅱ

4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	適正・公正な運営体制維持	事案発生件数	件	0	0	0	a	A	I

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1. 実績値が目標値の100%未満、2. 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3. 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4. 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、Ⅲ. 状況の変化により取組を中止】

本市による総括

各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和元(2019)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

・みぞのくち新都市(株)は、ノクティプラザの公正な管理運営を行い、溝ノ口駅前周辺の商業集積、域圏人口の増加に対応し、地域の方々に愛され、個性と魅力あふれた利便性の高い地域生活拠点づくりに努めてきました。令和2年度につきましても、地域社会とステークホルダー(お客様・テナント様・株主様・管理組合・共有者組合・従業員)に信頼され、愛され、持続的な成長を目指し、経営方針に基づく各種事業を推進しました。

・新型コロナウイルス感染症は、令和2年度の売上高・入店客数に大きな影響を及ぼしましたが、感染症拡大対策を的確に実施しながら、テナント支援対策の実施、可能な限りの地域貢献事業の実施等を進めることにより、「個性と魅力あふれた利便性の高い地域生活拠点」づくりを推進しました。

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメント】

「業務・組織に関する取組」及び「本市施策推進に向けた事業取組」の一部については目標を達成していますが、それ以外の指標については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、目標未達成となっています。

今後も新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続くことが予想されますが、市と協議を行いながら目標値の達成に向けた取組を進め、商業施設の管理運営事業を通じ、個性と魅力にあふれた利便性の高い地域生活拠点の推進に寄与することを期待しています。

法人名(団体名)	みぞのくち新都市株式会社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	--------------	-----	--------------

2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和2(2020)年度)	
事業名	魅力あふれる再開発ビルの管理運営
計 画 (Plan)	
指標	民間事業者との連携による来客数
現状	川崎市中央部の商業集積として開業20年を経過したが、東急田園都市線沿線における大型商業施設の充実や南武線では武蔵小杉の発展など商業競争が始まっている中、昨年度は来客数は0.6%増加となりました。
行動計画	お客様・社会のニーズに適応し、会社運営のレベルを高め、利用者に愛される商業施設へ進化し続ける努力を重ねていくとともに、開業から20年経ち老朽化した施設・設備の保全と鮮度継続をめざし、長期修繕計画を策定し実施します。
具体的な取組内容	子育て世代を中心としたお客様のニーズに対応するため、利用の多いフードコート等の改修やファミリーイベントの改善と拡大を図ります。また、お客様の新たなニーズに応えるテナントを導入し、新規客の拡大と既存客の再来店率のアップを図ります。IT等を活用し施設の発信力・集客力を強化します。 環境や社会に配慮した事業活動を推進するため、空調設備のインバータ化、ゴミの減量化・資源化等を進めます。また、お客様にとって居心地のよい施設とするため、外気温等の影響の緩和措置やユニバーサルデザインに配慮した環境づくりを行います。地域団体、行政、学校、保育園、商店会等と連携し、地域社会やお客様に支持される地域貢献事業を効果的に実施します。

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連 民間事業者との連携による来客数】 4・5月は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、一部フードコート、生活雑貨等のテナントを除き休業したため、前年比約7割減と大きくマイナスとなり、特に、ノクティ1は、ほとんどのテナントが休業であったため、前年に対し約8割減となりました。6月からの営業再開後は、月によって差はあるものの、高齢者を中心とした不要不急の外出自粛、集客イベントの中止等もあり、前年に対し1～2割程度の減少が続きました。特に、感染症再拡大が顕著となった12月中旬以降、さらに1月の緊急事態宣言再発令後は、大幅な客数の減少がみられました。6月の営業再開後、感染症の影響を取り戻すため、年間を通じた積極的な販売促進活動の実施、ノクティビジョン・デジタルサイネージ・SNSを活用した広報活動の実施、感染拡大防止策を講じた新しいイベント等の実施、お客様のご意見を反映した国産木材を取り入れたフードコートのリニューアル、子供から大人まで楽しめる要素を取り入れたテナントの導入等に取り組みましたが、年間来客数は、約1,680万人と前年比78.1%(472万人減)となりました。</p> <p>【指標2関連 入居テナント率】 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況の悪化等により2店舗が撤退しましたが、積極的にリーシングを展開し、1店舗は撤退跡の同一区画に、1店舗は前年度からの空き区画へ誘致した結果、前年度約45.9坪の空き面積を約12.6坪減少させることができ、年間で入居率は99.6%となりました。</p> <p>【その他】 環境や社会に配慮した事業活動を推進するため、省エネルギーの対策としては、空調設備のインバータ化、エアカーテンを設置しました。ゴミ減量化と資源化の取組としては、ゴミの分別排出の徹底を図り、リサイクル率82%を実現しました。また、新聞に、ゴミの分別排出の徹底とリサイクルの推進に関するメッセージ広告の掲載、脱炭素戦略「かわさきカーボンチャレンジ2050」の共同事業者として、11月にノクティを会場に体験型イベント「脱炭素アクションみぞのくち広場」の実施等、環境にやさしい商業施設づくりに努めました。感染症に対する安全性の確保として、お客様に安心してご利用いただけるよう感染拡大防止の啓発の他、アクリル板の設置、検温器や自動アルコール消毒器の導入、換気設備の適切な運転管理等の感染予防対策を講じました。</p>

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	民間事業者との連携による来客数	目標値	2,125	2,000	2,000	2,000	2,000	万人
	説明 商業ビルであり来客数は重要な指標	実績値		2,150	2,152	1,680		
2	入居テナント率	目標値	100	100	100	100	%	
	説明 商業ビルでありテナント入居は重要な指標 ※個別設定値:95(現状値の95%)	実績値		100	99.4	99.6		
指標1 に対する達成度		c	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満					
指標2 に対する達成度		b	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

今年度は、年間を通して新型コロナウイルス感染拡大の影響により高齢者を中心に外出自粛意識が高まり、商業施設の売上や来客数の落ち込みをどのように抑え、回復するかが大きな課題となりました。このような状況下において、感染防止対策を講じることを前提に、テナントを支援し、集客を高める販促活動や発信力の強化、新たなイベントの実施、魅力あるテナントの誘致等に努めましたが、その影響を回復するまでには至りませんでした。一方で、魅力ある施設づくり、環境にやさしい施設づくりを計画的に進めてきており、着実に成果をあげてきています。今後も、社会状況の変化が厳しい中、ESG(環境、社会、ガバナンス)に配慮しつつ、持続的に企業価値や施設価値の向上に取組み、地域、お客様、ステークホルダーに信頼され、愛される商業施設を目指します。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	-	-	-	-	-	千円
	説明 市からの負担金額	実績値		-	-	-		
行政サービスコストに対する達成度		1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上						

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

法人名(団体名)	みぞのくち新都市株式会社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	--------------	-----	--------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和2(2020)年度)	
事業名	地域還元事業
計 画 (Plan)	
指標	・地域にひらかれたイベント開催数 ・ノクティ2屋上の保育園開放利用数
現状	開業以来地域と共に継続的な関係を重視し、溝口駅前納涼盆踊り大会はノクティ屋上を会場に地域の方々の参加する夏のイベントとして、ノクティ市民コンサートはノクティ2ビルにある公共施設高津市民館大ホールを会場に地域の教育施設を中心に出演していただく秋のイベントとして、溝口キラリデッキルミネーションは駅前広場を中心にノクティ施設も利用した行政・商業・観光が連携した冬のイベントとしてまちづくりに貢献しています。2017年の屋上庭園改修にあわせ区役所と連携した区内の園庭のない保育園(児)への利用開放を行い好評です。
行動計画	毎年多くの方々に楽しく参加していただける季節ごとのイベントとして開催する。イベントの開催を通して地域の連帯とまちづくりに寄与していきます。区内の園庭のない保育園(児)への屋上庭園の開放利用を区役所と連携し引き続き促進します。
具体的な取組内容	地域団体、行政、学校、保育園、商店会等と連携し、安全を確保しながら、夏の溝口駅前納涼盆踊り大会、秋の市民コンサート、ハロウィンパレード、冬の溝口キラリデッキルミネーション、ノクティ内のウィンターイルミネーション、正月の初売りイベントなど、各種イベントを実施し、地域の活性化やまちづくりに貢献します。 また、高津区役所保育所等・地域連携担当を通じて、区内の保育園に屋上広場を開放し、保育活動の充実に貢献します。

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連 地域に開かれたイベント開催数】 地域関係団体や行政との協働も含め、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し対策を講じながら、地域還元のためのイベントを実施しました。 ①9月25日(土)ノクティホールにおいて第21回NOCTY市民コンサート(約210人参加)及びファミリーコンサート(約200人参加)を開催し、地域や親子の皆さんに音楽を楽しんでいただきました。②11月13日(土)から1月11日(月)を期間とする第21回溝口駅前キラリデッキルミネーションを区内関係団体及び区と実施するとともに、ノクティではウィンターイルミネーションやクリスマスツリー装飾を実施し、コロナ禍の社会状況の中、年末年始の溝口のまちを明るく装い、多くの方々に楽しんでいただくとともに元氣をお届けしました。初日の点灯式は関係者で実施し、例年、式後に行っている区内中学校吹奏楽部によるミニコンサートは中止としました。③例年開催している、溝口駅前納涼盆踊り大会、ハロウィンパレード、初春初売りイベントのお囃子・祝舞(諏訪神社祭囃子保存会)は中止しました。</p> <p>【指標2関連 ノクティ2屋上の保育園開放利用数】 今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として屋上広場を閉鎖していた時期があったこと、保育園における感染症対策としての園外活動の自粛があったこと等により、区内民間保育所の利用回数2回、利用者数67人(園児34人・大人33人)となり、前年利用回数17回、利用者数767人を大幅に下回りました。</p> <p>【その他】 川崎市民からの愛着が深い、かわさきスポーツパートナーの川崎フロンターレと川崎ブレイブサンダースを支援するため、オフィシャルスポンサーとして冠試合を開催し、市民等を各々5,000人ご招待したほか、フロンターレ展や中村憲剛展などのイベントを開催し、市民やファンの皆さんに観賞していただきました。また、おんまち・みぞのくちライブを、音楽のまち・かわさき推進協議会と共催で2回開催し、屋上広場における演奏の機会を提供するとともに地域の皆さんに楽しんでいただきました。その他、AR(拡張現実)の仕組みを活用した館内回遊型イベントやワークショップイベント等を開催し、多くの皆さんに楽しんでいただきました。</p>

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	地域に開かれたイベント開催数	目標値	4	4	4	4	4	回
	説明 地域連携とまちづくり貢献の重要な指標 ※個別設定値:3(現状値の95%)	実績値		5	6	2		
2	ノクティ2屋上の保育園開放利用数	目標値	13	15	15	15	15	回
	説明 地域還元・行政的需要への貢献の指標	実績値		17	17	2		
指標1 に対する達成度		d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度		d						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について) 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域をはじめ各地において、多くの行事やイベントが中止やこれまでと形態を変えて実施することを余儀なくされる状況下でしたが、地域関係者や商業関係者のご理解とご協力をいただき、感染防止を考慮しつつ、可能な限りイベントを開催しました。次年度も、安全・安心を確保しながら、地域を盛り上げ、地域の皆様の愛着あるイベントを目指すとともに、溝口のまちづくりに寄与するよう努めてまいります。また、保育園の屋上広場の利用についても、園庭のない保育園の保育活動に資するよう、区役所と連携してまいります。								

本市による評価	区分	区分選択の理由
	達成状況 A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	E

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	-	-	-	-	-	千円
	説明 市からの負担金額	実績値		-	-	-		
行政サービスコストに対する達成度		1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上						
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)								

本市による評価	区分	区分選択の理由
	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価) (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II 新型コロナウイルス感染症対策を講じ安全・安心を確保したイベントの形態や内容について、地域関係者や団体等と協議・調整を図りながら、長年地域の交流とまちづくりに寄与してきたイベントの継続的開催を目指します。保育園の屋上利用については、区役所と連携し、屋上利用の案内や感染症対策の注意をパンフレットにまとめるなど、園庭のない保育園の保育活動に資するよう利用促進を図ります。

法人名(団体名)	みぞのくち新都市株式会社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	--------------	-----	--------------

本市施策推進に向けた事業取組③(令和2(2020)年度)	
事業名	行政情報の効果的な発信
計 画 (Plan)	
指標	行政と連携した情報発信数
現状	川崎中央部の溝口駅前位置する商業施設であり、東急線と南武線の結節点で多くの人が集う場所として、行政情報の発信効果が高いです。大型ノクティビジョンやノクティ1・2ビルのデジタルサイネージ表示設備を利用した川崎市重要施策の発信に協力しています。
行動計画	ノクティ施設の可能性の1つとして重要なものであり、行政と連携した行政情報の発信・提供を行っていきます。
具体的な取組内容	大型ノクティビジョン(400インチLED)やデジタルサイネージを活用し、各種の行政情報や災害時の活用を見据えた防災訓練等の情報提供など、行政や地域と連携して、効果的な情報発信を行います。

実施結果 (Do)										
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連 行政と連携した情報発信数】 今年度は、13件の動画・静止画を大型ノクティビジョンやデジタルサイネージで放映し、地域の皆さん、鉄道等交通機関を利用されている皆さん、商業施設に来店される皆さん等に、川崎市、神奈川県、国の施策の発信を行いました。</p> <table border="0"> <tr> <td>川崎市役所関係</td> <td>11件</td> <td>総務企画局、経済労働局、市民文化局、こども未来局、消防局</td> </tr> <tr> <td>神奈川県関係</td> <td>1件</td> <td>高津警察署</td> </tr> <tr> <td>国関係</td> <td>1件</td> <td>横浜地方法務局</td> </tr> </table>	川崎市役所関係	11件	総務企画局、経済労働局、市民文化局、こども未来局、消防局	神奈川県関係	1件	高津警察署	国関係	1件	横浜地方法務局
川崎市役所関係	11件	総務企画局、経済労働局、市民文化局、こども未来局、消防局								
神奈川県関係	1件	高津警察署								
国関係	1件	横浜地方法務局								

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	行政と連携した情報発信数	目標値	2	2	2	2	2	件
	説明 商業施設の可能性を高める指標	実績値		2	13	19	13	

指標1
に対する達成度

a

- a. 実績値が目標値以上
- b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満
- c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満
- d. 実績値が目標値の60%未満

※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

溝口駅北口駅前広場に面した位置に設置した大型ビジョン(ノクティブジョン)及び館内に50面以上保有するデジタルサイネージを活用した広報は、行政情報の発信にも非常に効果が高いことから、行政と連携し、年間を通じて13件の情報発信に協力いたしました。特に今年度は、新型コロナウイルス感染症に関連した市の緊急の広報・告知として「かわさきコロナ情報」や「川崎じもと応援券」の動画4件の放映に対応しました。

本市
による評価

区分	区分選択の理由
<p>達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った 	<p>A</p> <p>成果目標である「行政と連携した情報発信数」は13件となり、目標の2件を大きく上回るとともに、新型コロナウイルス感染症に関連する緊急の行政情報の効果的な発信に大きく寄与したため。</p>

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	-	-	-	-	-	千円
	説明 市からの負担金額	実績値		-	-	-	-	

行政サービスコスト
に対する
達成度

- 1). 実績値が目標値の100%未満
- 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満
- 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満
- 4). 実績値が120%以上

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本市
による評価

区分	区分選択の理由
<p>費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である 	

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	<ul style="list-style-type: none"> I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止 	I

3. 経営健全化に向けた取組①(令和2(2020)年度)	
項目名	財務状況維持
計 画 (Plan)	
指標	当期純利益額
現状	株式会社として純利益の計上を維持しています。
行動計画	株式会社として純利益の計上を維持していきます。
具体的な取組内容	各種販売促進活動やお客様のニーズに対応したテナントの見直し、お客様にとって居心地の良い環境整備等に取り組み、当期も純利益が維持できるよう取り組みます。

実施結果 (Do)	
経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連 当期純利益額】</p> <p>今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うテナントの休業や営業時間短縮等に伴い来客数や売上高の大幅な減少が生じたため、テナントの支援を目的として約4,188万円の減賃を行ったほか、テナント売上高減少による賃料収入の減少、テナントのクレジット取扱高の減少によるクレジット手数料収入の減少等により、売上高が大幅な減収となりました。一方、会社から共有者への支払賃料の減少、休業・時短に伴う光熱水費の減少、広告宣伝費の減少、クレジット取扱高の減少に伴う支払手数料の減少等により、売上原価等の減少もありましたが、結果当期純利益は約△952万円となりました。</p> <p>この減収に対しては、緊急事態等に備え、安定的な財務状況を長期的に維持するために積み立てている余剰金をもって充当しました。</p>

評 価 (Check)								
経営健全化に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	当期純利益額	目標値	36,751	25,000	30,000	30,000	30,000	千円
	説明 経営の重要な指標	実績値		37,151	15,038	△ 9,524		
指標1 に対する達成度		d	<p>a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満</p> <p>※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載</p>					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
<p>純利益を計上することはできませんでしたが、テナント等と営業努力を重ねたとともに、共有者の皆様のご理解を得て休業等期間中の賃料の減額を実施するなど、新型コロナウイルス感染症の影響による危機を商業施設一体となって乗り越えるための取組を進めてきました。今後も経営方針に基づき、ノクティブラザの永続的な成長を続けるために、地域社会とステークホルダーに信頼される会社経営に努めます。</p>								

	達成状況	区分	区分選択の理由
		<p>A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った</p>	<p>E</p> <p>テナントや共有者の皆様と連携しながら新型コロナウイルスによる危機的状況を乗り越える取組を実施していることや、平時から積み立てている余剰金をもって減収分を充当していることなどから、健全な財務状況の維持に努めていることが認められるものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、成果目標である「当期純利益額」が目標値に至らなかったため。</p>

改 善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
<p>I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止</p>	<p>II</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響など社会環境や経営環境の変化に対応するため、収益構造の見直しや経費削減等により、会社の永続的な成長の基盤づくりに取組み、純利益の計上を維持できるよう努力してまいります。</p>

法人名(団体名)	みぞのくち新都市株式会社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	--------------	-----	--------------

経営健全化に向けた取組②(令和2(2020)年度)	
項目名	事業収入確保
計画(Plan)	
指標	テナント(賃料)収入
現状	商業施設を運営する株式会社として安定的な賃料収入を確保しています。
行動計画	商業施設を運営する株式会社として安定的な賃料収入を確保していきます。賃貸契約を「普通建物賃貸借契約」から「定期建物賃貸借契約」に変更していくことにより収入の確保及び増大を図ります。
具体的な取組内容	空テナントを解消するとともに、契約更新時やテナントの入れ替えなどの機会を捉えて、定期建物賃貸借契約への変更を促進し、安定的な賃料収入を確保します。

実施結果(Do)	
経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連 テナント(賃料)収入】</p> <p>今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況の悪化等により2店舗が撤退しましたが、積極的にリーシングを展開し、1店舗は撤退跡の同一区画に、1店舗は前年度からの空き区画へ誘致した結果、前年度約45.9坪の空き面積を約12.6坪減少させることができました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、休業や時短営業のため、4・5月のテナント売上は前年に対し約7割減となったことから、テナントを緊急支援するために減賃を行いました。6月は営業再開の盛況が続き前年同月の売上高を確保し売上高復興の兆しもありましたが、以降、感染症の再拡大や緊急事態宣言再発令等が続き、年間のテナント売上高が前年比約8.5割となり賃料収入も減少しました。その結果、令和2年度の年間賃料収入は、目標値12億4,375万円に対して、11億7,226万円(94.3%)となり、目標値を下回りました。</p>

評価(Check)							
経営健全化に関する指標	目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 テナント(賃料)収入	目標値		100	100	100	100	%
説明 安定的経営にとって重要な指標 ※個別設定値:95(現状値の95%)	実績値	100	100	99.3	94.3		
指標1に対する達成度	C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)							
新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うテナントの休業や営業時間短縮等により、来客数や売上高の大幅な減少が生じ、当初予算より、テナントの支援を目的として約4,188万円の減賃を行ったとともに、テナント売上高減少による賃料収入の減少など賃料収入は目標値を下回りました。一方で来客数2割以上の減少に比較して、販促活動・広報活動・イベント活動等の経営努力により、テナント売上高及びテナント売上高に応じた賃料収入の落ち込みを最小限に抑えたと考えています。今後も、新型コロナウイルス感染症収束が不透明のなか、安心・安全を確保しながら、営業活動をバランスよく展開していきます。また、引き続き、お客様のニーズを的確に捉えたリーシングを展開し、新規テナントの誘致やテナント切替の機会を捉えた契約内容の変更による安定的賃料収入確保に努めます。							

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	D 新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける中で、テナントへの減賃や積極的なリーシングの展開などを実行するとともに、販促促進活動や広報活動などの経営努力を継続することにより、賃料収入の大幅な落ち込みを抑えることができたと考えられるものの、成果目標である「テナント(賃料)収入」が目標値を下回ったため。

改善(Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II 新型コロナウイルス感染症収束が不透明のなか、安心・安全を確保しながら、営業活動をバランスよく展開するとともに、お客様のニーズを的確に捉えたリーシングを展開し、商業施設を運営する株式会社として安定的な賃料収入の確保に取り組みます。

法人名(団体名)	みぞのくち新都市株式会社	所管課	まちづくり局総務部庶務課
----------	--------------	-----	--------------

4. 業務・組織に関する取組①(令和2(2020)年度)	
項目名	適正・公正な運営体制維持
計画 (Plan)	
指標	コンプライアンスに反する事案の発生件数
現状	法令遵守に基づき運営しています。
行動計画	法令を遵守した運営が行われる体制を維持していきます。
具体的な取組内容	定期的な業務運営会議や各種会議、研修等を通じ、法令遵守を徹底し、健全な組織運営に取り組みます。

実施結果 (Do)	
業務・組織に関する活動実績	【指標1関連 事案発生件数】 法令に抵触する事案はありませんでした。

評価 (Check)								
業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事案発生件数	目標値	0	0	0	0	0	件
	説明 利害関係者への重要な指標	実績値						
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
引き続き、各種法令、社会ルールおよび社内諸規程を遵守し、ステークホルダーや地域社会に信頼され、愛される商業施設を目指してまいります。								

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った 組織全体で各種法令等の順守に努めた結果、成果目標である「事案発生件数」0件を達成し、適正・公正な運営体制維持に寄与したため。

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ 法令を遵守した運営が行われる体制を維持していきます。

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
損益計算書	営業収益	2,249,973	2,252,618	2,161,749	
	営業費用	2,204,956	2,234,602	2,180,914	
	営業損益	45,017	18,016	△19,166	
	経常損益	53,985	22,846	△8,359	
	当期損益	37,151	15,038	△9,524	
貸借対照表	総資産	5,318,062	4,886,035	4,605,010	
	流動資産	1,536,862	1,360,347	1,361,009	
	固定資産	3,781,200	3,525,688	3,244,001	
	総負債	3,910,164	3,463,099	3,192,599	
	流動負債	670,732	524,220	548,599	
	固定負債	3,239,432	2,938,880	2,644,000	
	純資産	1,407,898	1,422,936	1,412,412	
資本金	300,000	300,000	300,000		
剰余金等	1,107,898	1,122,936	1,112,412		

エラーチェック	OK	OK	OK	OK
----------------	----	----	----	----

本市の財政支出等(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
補助金				2,500	
委託料					
指定管理料					
貸付金(年度末残高)					
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)					
出資金(年度末状況)	105,000	105,000	105,000		
(市出資率)	35.0%	35.0%	35.0%		

財務に関する指標		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		229.1%	259.5%	248.1%	
純資産比率(純資産/総資産)		26.5%	29.1%	30.7%	
純資産利益率(当期損益/純資産)		2.6%	1.1%	-0.7%	
総資産回転率(営業収益/総資産)		42.3%	46.1%	46.9%	
収益に占める市の財政支出割合 (補助金+委託料+指定管理料)/営業収益)				0.1%	

法人コメント		今後の取組の方向性	本市コメント
現状認識	今年度の収支及び財産の状況は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うテナントの休業や営業時間短縮等に伴い来客数や売上高が大幅に減少する等、厳しい経営環境の中で初めての減収となりましたが、これまでの経営努力により安定的な財務状況を長期的に維持するために積立してきた利益剰余金をもって充ちました。弊社の財務状況は健全な状態であり、堅実な営業を持続しながら溝口駅周辺の商業振興とまちづくりの発展に寄与しています。	新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、安心・安全を確保しながら営業活動をバランスよく展開し、商業施設を運営する株式会社として、公正な管理運営と収益性の維持を図り安定的・成長的な経営基盤づくりに努めます。また、お客様や社会のニーズに的確に対応し、魅力ある施設づくり、環境にやさしい施設づくりを進め、地域、お客様、ステークホルダーに信頼され愛される商業施設を目指すとともに、地域、行政と連携し、溝口駅周辺の地域生活拠点の中心としてまちづくりの発展に寄与し、地域貢献を行える経営を目指します。	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、令和2年度は初めての赤字決算となったものの、新しい生活様式などを踏まえたイベントの開催や将来に向けた設備投資、ESGに配慮した持続的な企業価値・施設価値の向上などに着実に取り組んでいることから、今後も引き続き、商業施設の管理運営事業を通じ、個性と魅力にあふれた利便性の高い地域生活拠点の推進に寄与することを期待しています。

(2)役員・職員の状況(令和3年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	4	0	2	7	1	1
職員	3	0	3	0	0	0

【備考】
●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解
・理由
川崎市が施行した溝口駅周辺再開発事業では、土地所有者や建物所有者などの従前権利者が、権利変換方式により再開発ビルの所有者となっていることや、再開発ビルのテナントの一部が、長年地域で商売をされてきた権利者であったため、地元から再開後の権利を永続的に確保していくことが求められていました。再開ビルを管理する管理会社は、単に商業の活性化だけでなく、核テナントである株式会社丸井と調整しながらビルの永続的な保全や権利資産の運用なども含めて一体的に推進し、再開発事業の継続性や管理における中立性を図っていく必要があり、また、再開ビルは公共施設や商業テナントなどにより構成された複合ビルであり、公共的な役割を維持していく必要もありました。そのため、当法人は、川崎市、公益団体、核テナント、地元権利者及び民間企業が共同出資する第3セクター方式の再開発管理会社として設立されました。
こうしたことから、当法人の株式の引受や取締役、監査役などについては、川崎市、株式会社丸井、財団法人川崎まちづくり公社の3社で締結した協定書及び覚書により取扱いが定められています。その中で、取締役については、川崎市から3名、株式会社丸井3名、財団法人川崎まちづくり公社から1名、地元権利者から2名を指名することとし、監査役は、再開ビル権利者から1名、銀行関係者1名としています。
そのため、市の指名する役員は11名中3名と総役員に占める本市職員及び退職職員の割合は3分の1を下回っている状況です。
しかしながら、まちづくり公社も再開ビルの大権利者であり、その立場から同公社が役員を当法人の非常勤役員として1名指名しており、同役員が、現在は市退職職員であることから結果として3分の1を超過しているものです。
・今後の方向性
地域の中核商業施設の管理者として、夏の盆踊り、冬のキラリデッキイルミネーション、市民コンサートなどを地元商店会や観光協会、高津区役所等と連携・協賛して開催するなど地元へ貢献する事業なども行っており、引き続き地元権利者と核テナントとの間に立ちながら、事業の継続性と中立性の維持を図るため、一定の市の関与を継続していく必要があると考えています。なお、総役員に占める本市職員及び退職職員の割合については、関係者間による協議を継続して行い、超過状況の解消を目指しておりますが、業務に関する知識や経験を有し、かつ責任のある対応が可能な別の人材を確保することが短期的には困難であることから、中長期的な視点で体制の整備が図られるよう、引き続き関係者間による協議を行ってまいります。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和2年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価となるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となりましたが、評価シートに定めるPDCAサイクルを着実に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害福祉課	（公財）川崎市身体障害者協会
14		保健医療政策室	（公財）川崎市看護師養成確保事業団
15	子ども未来局	子ども支援部子ども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	緑政部みどりの企画管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照）。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 法人が指標を設定	本市施策との 連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定
様式や指標の見直し	様式・指標ともに複雑・多岐	様式については、 最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握できるように改定 指標については、 最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定 ただし、 成果を示すことが難しいもの等はアウトプット指標を設定
評価の客観性向上のための仕組づくり	内部評価後、結果をホームページにおいて公表	内部評価に 外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 \geq 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 \geq 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 \geq 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●現状値と目標値が同じ（現状値維持）であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、方針の参考資料（指標一覧）に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 \times 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合（コンプライアンスに反する事案の発生件数等）

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 \geq 実績値
- b. 現状値（個別設定値） \geq 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→		3.00		2.67		2.00		1.33		0.33	

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下(実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコストに対する達成度	1). 実績値が目標値の100%未満	2). 実績値が目標値の100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。) <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3 令和2年度 取組評価の総括

- ・本市施策推進に向けた事業取組は、24法人で65の取組（うち42の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約63%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約52%と、**全体としての成果は限定的であったと考えられ**、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約37%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約48%と、**方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組が多く散見**されるところです。
- ・同様に経営健全化に向けた取組においては、34の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約59%で「**D又はE**」となったものが約**41%**と**経営改善の状況が鈍化傾向**にあります。
- ・業務・組織に関する取組については、45の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約89%、「**D又はE**」となったものが約**11%**と概ね適正な状況を保持していますが、**Eとなったものには留意が必要**です。
- ・上記取組について、経年比較をすると、下表のとおり、全体的に評価が逡減傾向にあります。が、**その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものですが、そうした要因によらないものもあり、引き続き詳細の確認が必要**です。また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、**実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要**も生じてきています。

	取組数		本市による達成状況の評価	費用対効果の評価
本市施策推進に向けた事業取組 (うち費用対効果の評価を伴うもの)	65 (42)	R2	A 23% B 11% C 29% 計 63% D 23% E 14% 計 37%	(1) 10% (2) 43% 計 52% (3) 38% (4) 10% 計 48%
		R1	A 43% B 22% C 25% 計 89% D 11% E 0% 計 11%	(1) 25% (2) 55% 計 80% (3) 13% (4) 8% 計 20%
		H30	A 57% B 22% C 12% 計 91% D 8% E 2% 計 9%	(1) 39% (2) 49% 計 88% (3) 10% (4) 2% 計 12%
経営健全化に向けた取組	34	R2	A 32% B 6% C 21% 計 59% D 26% E 15% 計 41%	<本市の達成状況の評価区分> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った
		R1	A 44% B 3% C 26% 計 74% D 26% E 0% 計 26%	
		H30	A 69% B 0% C 28% 計 97% D 3% E 0% 計 3%	
業務・組織に関する取組	45	R2	A 80% B 2% C 7% 計 89% D 7% E 4% 計 11%	<費用対効果の評価区分> (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である ※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり
		R1	A 96% B 0% C 2% 計 98% D 2% E 0% 計 2%	
		H30	A 91% B 2% C 2% 計 96% D 0% E 4% 計 4%	

4 令和2年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅰ」となった約28%、35%、78%（何れも前年度より減）のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。
- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅱ」となった約68%、62%、18%（何れも前年度より増）のものについては、**その要因を分析し、新型コロナウイルスによる影響度合い等も踏まえて、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく**ことが求められます。
- ・ただし、R2の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会状況の変化や市の施策推進等に伴う大幅な事業を取り巻く状況の変更があったもの**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて指標及び目標値の変更を行うものとします。
- ・なお、今回の評価において、今後の取組の方向性が「Ⅲ」となったものは、令和2年度末で解散となった看護師養成確保事業団の各取組の終了によるものです。

	取組数	今後の取組の方向性	
		R2	R1
本市施策推進に向けた事業取組	65	R2	I ...約28%、II ...約68%、III ...約5%
		R1	I ...約60%、II ...約40%
		H30	I ...約72%、II ...約28%
経営健全化に向けた取組	34	R2	I ...約35%、II ...約62%、III ...約3%
		R1	I ...約50%、II ...約50%
		H30	I ...約67%、II ...約28%、III ...約6%
業務・組織に関する取組	45	R2	I ...約78%、II ...約18%、III ...約4%
		R1	I ...約98%、II ...約 2%
		H30	I ...約93%、II ...約 7%

<今後の取組の方向性区分>

Ⅰ. 現状のまま取組を継続

Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続

Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

令和 3 年 8 月 5 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和 2 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 3 年度第 2 回及び第 3 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

令和２年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和３年８月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用
- (2) コロナ禍にあっても実績が上がっている取組への対応
- (3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等
- (4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が遜減傾向にある取組への考え方
- (5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等 24 法人について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 3 年目の評価となるものであるため、評価全般に対し 3 年分の経年比較を行い、また、通年で新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となったことから、その影響把握をより詳しく行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組や市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うもののほか、今年度からの新たな視点として、コロナ禍にあっても実績が上がっているものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 144 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 144 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組

期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の50%台から60%台となっており、全体としての成果は限定的であったと考えられ、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが、各々の30%台から40%台と、課題のある取組が多く散見された。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが、90%弱、「D 又は E」となったものが、10%強となっており、概ね適正な状況を保持していると認められるものの、Eとなったものには留意が必要である。

上記取組について、3年分の経年比較をすると、全体的に評価が逡減傾向にあり、その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものの、そうした要因によらないものもあり引き続き詳細の確認が必要である。

また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要が生じてきている。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

(1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用

＜本委員会の意見＞

本市施策推進に向けた事業取組において、オンラインやオンデマンド等新し

い技術への対応に期待する。また、コロナ禍にあって1年以上が経過する中、そうした取組が進んでいないものがあることに懸念があり、検討に留まらず計画等の中でオンライン化の実践につながるような枠組みの構築が必要である。一方、オンライン技術等の活用に対応しうる利用者側、主催者側のスキルアップも必要である。さらに、こうした取組は、コロナ禍の対応としてだけでなく次の経営のあり方に組み込んでいくという目線も必要と考える。

<市の見解>

本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用については、主催者側の技量や意識はもとより、利用者側のニーズや環境などによるところもあり、既に導入が進んでいるもの、これから導入を検討するものがあるのが実態である。導入が進んでいないものについては、令和2年度の取組評価の改善の方向性の具体的内容や令和3年度の計画の具体的な取組内容を掘り下げる中で、その理由も含め検証を行い、潜在的ニーズがあるにも関わらず、未実施のものについては、より主催者側の実践や利用者側のデジタルデバイスへの対応につながるような積極的アプローチを行っていく必要があると考える。

(2) コロナ禍にあって実績が上がっている取組への対応

<本委員会の意見>

コロナ禍にあってニーズが増大し継続が見込まれる事業に関しては、法人内で機動的に資源や人を投入できるかといった観点を探る必要がある。

また、コロナ禍にあって実績が上がっている取組は、受け手側のニーズがあり、提供側にも事業の効率化等のメリットがあるものなので、成功事例を見せるだけでなく、同種の業務を行う他分野の担当者を集めて、研修やサポートを行うこと等により、トータルコストの削減やサービスの向上につながるものと考ええる。

<市の見解>

法人内における機動的な資源の投入については、対象となる法人の事業の形態や財源等によるところがあり、指定管理事業等裁量が多く認められているものであれば、かなり柔軟な対応ができるが、市からの委託事業であると、対応できる範囲も限定的にならざるを得ず、資源を追加するためには、市との協議が必要となるものと考ええる。

コロナ禍にあっても実績が上がっている取組の他分野における同種の業務への普及については、令和2年度の取組評価終了後、令和3年度の取組の中間フォローを行う中で、各業務を所管する局及び法人からヒアリングを行う機会があるので、共有の仕方については工夫が必要であるが、好事例の展開を図る手法を考える。

(3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等

<本委員会の意見>

経営健全化に向けた取組における経営改善の状況が平常時の数字でなくなっている取組については、その抜本的な枠組みの変更が取り上げられるような仕組みが必要である。

また、収入が減っているところについては、新しい自己収入の確保への取組の確認も必要である。さらに、団体による自己収入割合や収益バランス、財産状況などを踏まえたきめ細かい対応も必要と考える。

<市の見解>

新型コロナウイルスの影響だけをもって、抜本的な枠組みの変更が必要と結論づけることはできないものの、そうした社会状況も踏まえつつ、本市の関連する施策における法人の役割を改めて明確にしながら、次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定する中で、法人のあり方や事業の枠組みを見直していく機会があるものとする。

また、収入減に対する新しい自己収入の確保の取組については、検討しているところと、既存の収入確保に努めているところがあり、より効果が得られる方策を探っていくものとし、団体による自己収入割合や財産状況等に応じたきめ細かい対応については、引き続き、法人形態や事業の公益性なども考慮の上、適切に対応を図っていくものとする。

(4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が逡減傾向にある取組への考え方

<本委員会の意見>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、発生させないための再発防止策の徹底が重要である。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組については、本制度上の構造的な理由があるものもあり、そうした要因を付記することや、その中にあ

っても毎年少しでも改善の余地がないかを追求することは意義があることと考える。

<市の見解>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、本委員会の意見のとおりであり、改めて、所管する局及び法人に徹底する。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組についても、その要因を明確に説明するとともに、そうした状況下においても毎年度少しでも実績の改善が図れるよう取り組むべきものとする。

(5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

<本委員会の意見>

法人の財務状況を受け、収支改善の対策等今後の取組の記載については、数値化や期限を入れる等、一層の客観化が必要とする。

特に、大きくマイナスとなっているところについては、単に改善していくと言って終わるのではなく、業態としての構造や市との関係等を見直すことを所管課には考えてもらう必要がある。

<市の見解>

法人の財務状況における今後の取組の客観化については、これまでも、記載内容の具体化に努めてきたところであるが、その数値化や期限設定等までは、検討の進捗度等から難しいところがあった。今後については、所管課及び法人に本趣旨を伝えることにより、検討の度合いを深め、記載内容の数値化や期限設定等の推進が図られるよう努めるものとする。

また、特に大きな赤字が出ているところについては、事業の転換や市との役割分担の見直し等も含め、所管課による踏み込んだ対応を促していく必要があるとする。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業及び指定管理事業について	施設の稼働率や主催事業の集客がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。しかし、コロナの収束	新型コロナウイルスの感染拡大は、オンラインイベントの活発化など、文化芸術活動の変容をもたらしてお

	<p>もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した事業運営が求められる。VR、ARなどの技術を活用した新しい事業を展開していくことが期待される。</p>	<p>り、文化財団の財団本部事業や指定管理事業においても、令和3年度は能楽堂やラゾーナ川崎プラザソル、ミュージアム川崎シンフォニーホール等において文化コンテンツの配信を行う予定であることから、改善（Action）の方向性の具体的内容にそうした事業企画と最新ICT技術についても研究していくことを追記した。</p> <p>また、財団本部事業の行政サービスコストの令和3年度目標値について、文化コンテンツの配信に伴う経費が計上されていないことが判明したため、数値の修正を併せて行った。</p>
<p>国際交流協会の民間交流団体及びボランティア活動支援事業並びに多文化共生推進事業について</p>	<p>コロナの影響でイベントや講座が集客減となる一方、ボランティアのコーディネート件数や外国人相談件数が大きく伸びている。</p> <p>今後もこうした影響が続くことが予想されるため、講座やイベントの開催方法の工夫（オンラインの活用など）も必要である一方、経営面に留意しながら、法人に</p>	<p>民間交流団体及びボランティア活動支援事業のうち、令和2年度のボランティアのコーディネート件数の増加の主な要因としては、学校等からの通訳翻訳による受託が増えたもので、コロナの影響によるものではないが、継続的なものでもないため、比重を高めるのではなく、今後も引き続きボ</p>

	<p>期待されるニーズに合わせて各事業の比重を変更していくことも必要ではないか。</p>	<p>ランティア養成研修を実施し、ニーズに応じたコーディネートを行うなど、活動支援を進めていくよう、改善(Action)の方向性の具体的内容を修正した。</p> <p>また、多文化共生推進事業については、オンラインによる講座の実施とともに、外国人相談件数が増加していることから、相談受付時間の拡充やオンライン相談の実施など、多文化共生総合相談ワンストップセンターとして機能を高めていくことを改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
<p>スポーツ協会のスポーツ振興事業及び指導者育成・派遣事業について</p>	<p>スポーツ振興事業、指導者育成・派遣事業がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。</p> <p>しかし、今後もこうした影響が続くことが予想されるため、従来と同様の事業の実施だけではなく、講座や指導の動画配信等、新しい事業の展開が期待される。</p> <p>そうした点から、オンラインマラソンを開催したことは評価できる。</p>	<p>今後もコロナの影響が予想されることから、スポーツ振興事業においては状況に応じてオンラインや動画配信等の工夫をしていく。</p> <p>指導者育成・派遣事業については、指導の有効性の観点から、活動場所での実技指導が望ましいと考えているため、動画配信は難しいものとするが、指導者研修会については、コロナの状況に応じてオンラインや</p>

		<p>動画配信の活用も検討していく。</p> <p>オンラインマラソンについては、今後も川崎国際多摩川マラソンが開催できない時の代替手段として想定していく。</p>
市民活動センターの市民活動推進事業について	<p>コロナの影響による施設利用の減少は仕方がない面があるが、講座・研修などは、オンデマンド、オンライン配信などの対応を進めてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターで例年開催している研修はパワーアップセミナー(全10回)となっている。その他状況に応じて、単年度の講座を開催している。</p> <p>今後については、市民活動推進事業の改善(Action)の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、オンデマンドでの配信については、対話を重視していることから、今後の検討課題とする。</p>
公害保健センターの検査・検診事業等について	<p>コロナの影響とは別に、被認定者数が今後減少していく見込みであることを踏まえると、長期的には法人の機能を追加し、被認定者以外の、また呼吸器疾患以外の疾病予防も含め、市民向け事業の拡大を図ることを</p>	<p>公害保健センターの設立目的として「被認定者に係る検査・検診、保健福祉、療養に係る資料の収集及び管理」が掲げられていることから、当面の間は、公害保健センターが検査・検診の中心を担っていく必要がある</p>

	<p>検討するか、あるいは他の組織との合併等、組織の存続自体を検討することなども必要になるのではないか。</p>	<p>と考えている。</p> <p>また、大気汚染等に係る健康被害の予防に寄与することもセンターの任務であるため、被認定者及び市民に対し、健康及び福祉の増進に係る活動を並行して実施し、利用者のニーズを把握するなどして可能な範囲で事業を拡充していくことを考えている。</p> <p>しかしながら、センターの運営費補助金については、公害健康被害補償事業基金を充てていることから、基金残高を注視するとともに、センターの設立主体が本市と横浜市であることから、最終的には横浜市との協議を行う必要があるため、今後も連携を図り、各事業や財務等、さらには社会情勢等も加味しながら、検討する。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の母子家庭等自立支援事業について</p>	<p>コロナの影響で就労相談件数も大きく増加している。講座受講者数も生活支援事業の講座受講者数の減少に比べてそれほど大きく減少している訳ではないので、</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大により就労相談件数は大幅に増加しており、今後もその収束が見通せないことから、安定した就労に向けた相談・講座等のニーズも</p>

	<p>自立支援事業のニーズが大きいと考えられ、コロナの収束が見通せず、こうしたニーズも続くと見込まれることから、少なくとも現状が大きく改善されない限りは、この事業の比重を高めることも検討しても良いのではないか。</p>	<p>高まると予想される。そのため、生活支援事業と自立支援事業の講座等の比重を見直すとともに、内容についても見直し、拡充を行いながら、より効果的な支援につなげていく旨を当該取組の改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
--	---	---

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の経営健全化に向けた取組について	<p>経営がコロナにより大きな影響を受け、収益悪化につながったことは理解できる。しかし、コロナの収束もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した財団経営が求められる。</p>	<p>今回、企画をした文化コンテンツの配信等の取組は事業収入の確保に資するものであることから、経営健全化に向けた各取組の改善(Action)の方向性の具体的内容にも、事業収入の確保に向けて取り組むことを追記した。</p>
市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進について	<p>法人の自立化や経営の安定化に向けて、講座・研修などは、オンライン配信などの対応を進め、自主財源の確保にもつなげてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターにおける有料の研修はパワーアップセミナーのみとなっている。その他状況に応じて、開催している講座は、市民活動支援の観点から無料で実施している。</p>

		<p>今後については、法人の自立化や経営の安定化の推進の改善（Action）の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、自主財源の確保につなげていくためには、講座の有料化等、事業全体のあり方の検討が必要となるので、今後の検討課題とする。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業について</p>	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業については、抜本的な見直しも必要と思われる。</p>	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち、特に斎苑売店事業については、葬儀のスタイルが大きく変化したことにより新型コロナウイルス感染症の収束後も売上を回復させることは困難であると考えられるため、指定管理の更新時期も踏まえつつ、関係各局とも協議しながら業務形態の見直しなど、長期的な収益の確保策について、事業のあり方を検討していく旨を当該取組の改善（Action）の方向性の具体的内容に追記した。</p>

母子寡婦福祉協議会の収益事業について	母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち斎苑売店事業については、指定管理によるものということで、その更新時期はいつになるのか。 また、今後の見通しが見えているのであれば、見直せるものは見直してもよいのではないか。	斎苑自体の指定管理期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、更新時期は、令和6年度となる。 売店事業の業務形態については、指定管理の協定書上、定められたものであり、どのような手法をとることが市及び斎苑並びに売店事業者に有益であるかを指定管理の更新時期などを捉えて検討する必要がある。
--------------------	--	--

(3) 業務・組織に関する取組^{*}についての意見とそれに対する市の見解

※法人情報シートの役員・職員の状況に関するものを含む。

項目	意見	市の見解
スポーツ協会の役員に占める本市職員及び退職職員の割合に対する考え方について	法人の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、法人のガバナンスを効かせる上で必要な基準である。一方で、経営上、的確な人材登用の視点も必要であることから、その基準を一時的に超過してしまった時に、説明責任を果たすことにより、柔軟な運用が許容される場面もあると考える。	役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するためのものであるが、その一方で役員の選任にあたっては、職務権限や責任に相応しい人材を「官」「民」を問わず広く求めることとし、経営ノウハウや事業実施に係る専門的知識を含めて能

		力・知見を有する人材の積極的な活用に努めるものでもあるため、原則として基準を守るよう努めながらも、超過する場合にはその理由等を公表することで運用するものとする。
みぞのくち新都市の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の改善見通しについて	現状、役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過している状況については、中長期的な視点で体制の整備を図っていくとのことであるが、その改善見通しをより具体的に示す必要がある。	現状の3分の1を超過している状況については、まちづくり公社が指名する者が本市退職職員であることによるものであり、業務の知識や経験、責任等から、別の人材を確保することが、人材育成の必要等も考慮すると、短期的には困難であることによる。 したがって、直ちに、より明確な改善見通しを示すことは困難であるが、市としても、関係者間による協議を継続的に行うことにより、改善見通しを明確化していくように努めるものとする。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 副学長・法学部地域創生学科長・ 地域創生実践研究所長・法学部教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学 法学部長 東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 専任講師
黒石 匡昭	EY 新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

(2) 審議経過

- ・ 第2回委員会

令和3年7月16日(金) WEB会議にて開催

- ・ 第3回委員会

令和3年7月29日(木) WEB会議にて開催